

新型コロナウイルス感染症に関する自宅療養・宿泊療養の共済金請求について

新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さまに謹んでお見舞い申し上げます。一日も早いご回復をお祈り申し上げます。このたび、新型コロナウイルス感染症の位置づけが感染症法5類(季節性インフルエンザ・麻疹・風疹などと同類)に変更されたことを受け、CO・OP共済の共済金請求対象を下記赤枠のように変更いたします。ご理解のほどよろしく願いいたします。

自宅療養や宿泊療養された方について、新型コロナウイルス感染症の診断日により入院共済金の請求対象が変更になります。



2022年9月25日以前に陽性と診断された方
入院共済金のご請求対象となります。

2022年9月26日～2023年5月7日までに陽性と診断された方

以下の重症化リスクの高い方※のみ、入院共済金のご請求対象となります。

- ・65歳以上の方
- ・入院を要する方
- ・重症化リスクがあり、新型コロナウイルス感染症治療薬の投与または新型コロナウイルス感染症に罹患し酸素投与が必要な方
- ・妊娠中の方

※医師が診断内容にもとづき、保健所に「新型コロナウイルス感染症発生届」を届け出た方

変更

2023年5月8日以降に陽性と診断された方

医療機関に入院された方のみが、入院共済金のご請求対象となります。

〈参考〉新型コロナウイルス感染症と診断された場合のご請求範囲

ケース 診断日	入院された場合	自宅療養または 宿泊療養された場合	
		重症化リスクの 高い方※ (左記参照)	左以外の方
2022年 9月25日以前	○ 対象	○ 対象	○ 対象
2022年 9月26日～ 2023年 5月7日まで	○ 対象	○ 対象	× 対象外
2023年 5月8日以降	○ 対象	× 対象外	× 対象外

上記表の「○対象」の方は、下記受付ダイヤルへお電話、または、専用ページをご覧ください。共済金請求の手続きをお願いします。

共済金請求受付ダイヤルへお電話ください。

共済金請求受付ダイヤルで、要件確認を行います。
おかけ間違いのないよう下記までお電話ください。

共済金請求受付ダイヤル
0120-80-9431
 ※受付時間9:00～18:00
 月～土(祝日含む)

CO・OP共済ホームページ内の新型コロナウイルス感染症
専用ページをご覧ください。

ご請求に必要な書類など、詳しくは下記の二次元コードから
新型コロナウイルス感染症専用ページをご確認ください。

コープ共済 コロナ

なお、お問合せが集中し、お電話が繋がりにくい場合があります。
申請いただいてから請求書類の到着にお時間を要する場合がございます。予めご了承ください。

共済金請求時の注意事項
<ul style="list-style-type: none"> ・ご提出が必要な書類や請求対象の詳細については、右上新型コロナウイルス感染症専用ホームページをご覧ください。 ・3年以内であれば請求ができます。ご提出が必要な書類が揃ってからのご請求をお願いします。 ・医療機関へ入院した場合は、上記診断日に関わらず入院共済金などのご請求対象となります。

※2023年4月14日時点の基準です。状況により基準は変更となる可能性があります。

※CO・OP共済に加入するには出資金をお支払いいただき、お近くの生協の組合員になることが必要です。
生活協同組合(生協)は、お店や宅配などでくらしに貢献しています。
契約引受団体/日本コープ共済生活協同組合連合会(《たすけあい》)はご加入の生協によっては、その生協の加盟する連合会との共同引受になります。